

## 土地改良区体制強化基本計画の策定について

### (1) 経緯

平成28年1月7日付け27農振第1755号農村振興局整備部土地改良企画課長より、土地改良区体制強化基本計画の作成の促進について各農政局に通知があり、それを受けて平成28年4月14日に九州農政局より各県担当職員を集めて説明がなされたもの。

### (2) 通知の趣旨

土地改良区をめぐる諸問題の解消や、組織運営基盤や事業実施体制の強化に土地改良区が自ら取り組むことを促進するため、今後5～10年程度の中長期的対応方針である「土地改良区体制強化基本計画」を土地改良区自らが作成することを通知したものの。

### (3) 策定する項目（別添計画例参照）

- ①施設管理強化に関する事項
- ②財務管理強化に関する事項
- ③受益農地管理強化に関する事項
- ④統合整備強化に関する事項
- ⑤研修・人材育成に関する事項
- ⑥その他必要な事項

### (4) 計画策定の留意点

- 土地改良区は具体的な課題を検証し、実状に合せた実行性のある計画とすること。
- 計画例による必要なし。独自の様式や既存資料の活用可。
- 国からの義務づけなし。補助事業の採択要件ではない。また、計画を達成できない場合もペナルティはない。
- 計画は5～10年単位で見直し要。
- 計画策定には理事会の承認が必要（総代会の承認については必要に応じて）
- 策定した計画は県に報告が必要（県が審査したり、認可・承認するわけではない）。



27農振第1755号  
平成28年1月7日

各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部土地改良企画課長

### 土地改良区体制強化基本計画の作成の促進について

土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地利用集積を農地中間管理機構と連携を図り推進する役割を担う団体として、その機能が十分発揮されることが期待されており、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）においても、「合併等による組織運営基盤の強化や技術力向上等による事業実施体制の強化を引き続き促進」することとされています。

一方で、土地改良区は、農業・農村の構造の変化に伴い、組織運営、土地改良施設の管理等の複雑化・高度化への対応が求められる中で、地域の農業者、特に担い手の期待に応えられず、十分な機能を果たし得なくなることも想定されるところであります。

このような状況にあって、未だ規模も小さく専任職員を配置できない土地改良区が半数程度存在する中で、引き続き全ての土地改良区において、職員を配置できるように統合再編を促進するとともに、公法人としての説明責任や組合員のコスト意識の高まり等に対応するため、事業運営の透明化やガバナンスの強化を推進することにより、組織運営基盤の強化を図る必要があります。

また、点検・機能診断等を通じた計画的かつ効率的な施設の補修・更新、所有者が所在不明の農地を含めた農地利用集積への対応などの技術向上等により、土地改良事業の実施体制の強化を図る必要があります。

このような土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化に向けた取組は、自ら主体的に行われる必要がありますが、今後この自助努力をさらに促すために、今後の5年ないし10年程度の中長期的対応方針である「土地改良区体制強化基本計画」を土地改良区が自ら作成する取組を、下記により促進することとしたところであります。

ついては、貴局管内の都府県と連携して、この旨を各土地改良区に周知するとともに「土地改良区体制強化基本計画」の作成の促進に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本取組に対する都道府県土地改良事業団体連合会の協力・支援については、別途、全国土地改良事業団体連合会を通じて要請することとしています。

## 記

- 1 土地改良区は、地区の状況等を勘案しつつ、土地改良区体制強化基本計画（案）を作成する。
- 2 土地改良区体制強化基本計画には、次の事項のうち、各土地改良区の実施する事業等を勘案して必要な事項を定めるものとする。
  - ① 施設管理強化に関する事項
  - ② 財務管理強化に関する事項
  - ③ 受益農地管理強化に関する事項
  - ④ 統合整備強化に関する事項
  - ⑤ 研修・人材育成に関する事項
  - ⑥ その他必要な事項
- 3 土地改良区は、土地改良区体制強化基本計画（案）の作成に当たっては、関係都道府県の指導方針や施策の方向性、管内の土地改良区の統合整備に関する計画等との整合が図られているか等について、あらかじめ都道府県の担当部局と調整を行うものとする。

また、必要に応じて関係市町村の担当部局と調整を行うものとする。
- 4 土地改良区体制強化基本計画（案）を作成した土地改良区は、理事会の承認等を得ることとし、承認等を得た時は、関係都道府県担当部局へその旨を報告するものとする。
- 5 土地改良区は、土地改良区体制強化基本計画に基づき、組織運営基盤の強化等に取り組むとともに、必要に応じて、5年ないし10年程度の中長期的観点からこれを見直すものとする。

なお、見直しに当たっては、作成する際と同様の手続を経るものとする。
- 6 土地改良区体制強化基本計画を策定し、組織運営基盤の強化や地域農業の振興等に積極的に取り組む土地改良区に対して、国は優先してその支援を行うものとする。
- 7 土地改良区体制強化基本計画の策定状況を把握し、その成果を評価することにより、一層適切かつ効率的な支援に資するため、毎年度4月30日までに、別紙様式により前年度の策定状況をとりまとめ、当課あて報告するものとする。

# 〇〇土地改良区 土地改良区体制強化基本計画（例）

	目 次	頁
1	土地改良区の概要	1
2	施設管理強化に関する事項	2
3	財務管理強化に関する事項	9
4	受益農地管理強化に関する事項	12
5	統合整備強化に関する事項	15
6	研修・人材育成に関する事項	17
7	その他必要な事項	18

【作成に当たったの留意事項】

- ① 調査や関係者間で調整等が必要な場合及び直ちに詳細を定めることができない場合等については、可能な範囲で、概略又は基本的な方針等を定めること。
- ② 本計画は、必要に於いて、5年ないし10年程度の中長期的観点から見直すこと。

1 土地改良区の概要

地区面積	ha (内訳)	田	ha	畑	ha	その他	ha
組合員数	人						
役員数	理事	人 (うち員外)	人	監事	人 (うち員外)	人	
職員数	事務系	人 (うち専任)	人、兼任	人	技術系	人 (うち専任)	人、兼任
	合計	人 (うち専任)	人、兼任	人		人 (うち専任)	人
財政規模	平成	年度					
	一般会計	収入	千円				
		支出	千円	(うち次年度繰越金)	千円)		
	特別会計	収入	千円				
	( )	支出	千円	(うち次年度繰越金)	千円)		
	( )	収入	千円				
( )	支出	千円	(うち次年度繰越金)	千円)			
( )	収入	千円					
( )	支出	千円	(うち次年度繰越金)	千円)			
関係市町村名 実施した主な 土地改良事業	事業名		受益面積		工期		事業費
							備考



施設整備補修の計画概要

施設名：〇〇頭畜工

施設区分	造成年度	機器名又は設備名等	数量	整備周期	直近整備年度	整備補修予定年度	整備補修の内容	金額	参考		備考
									標準耐用年数	経過年数	
土砂止がート	SO	扉体	1門	10	HO	HO	扉体塗装に併せて水密ゴムの交換を実施	13,000	〇〇	〇〇	
	SO	ワイヤーロープ	1門	10	HO	HO	ワイヤーロープ更新	3,700	〇〇	〇〇	
取水がート	SO	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	
	SO	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	
	SO	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			〇〇	〇〇	
除糞設備	HO	受電盤	1面	10	HO	HO	分解整備(盤内機器(配線用遮断器等交換))	2,000	〇〇	〇〇	
	HO	非常用電源装置	1台	15	HO	HO	運転確認、点検整備、バッテリー交換	1,500	〇〇	〇〇	
	HO	除糞機操作器	1面	10	HO	HO	更新	1,000	〇〇	〇〇	

【記載要領】

- ①土地改良区が管理する施設の種類の種類や状況等に応じて、また今後必要となる定期的な整備補修について関係組合員が理解しやすく、また2を参考にしつつ、適宜項目を変更、追加、削除等して作成する。(2つの様式で作成する必要はない。)
- ②おおむね10年以内の周期で定期的に行う、今後10年間程度期間内に必要となる整備補修について整理する。(「10年以内の周期」、「今後10年間程度」は、いずれも用途であり、土地改良区の判断により適宜変更可。)
- ③記載例は、個別の施設ごとに整理することを想定したものである。

(3)維持管理適正化事業について

土地改良施設維持管理適正化事業実施計画

加入予定年度	施設名	造成主体	造成年度 (又は地区名等)	造成事業名 (又は地区名等)	整備補修内容	事業費 (千円)	事業実施予定年度										備考			
							H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37				
29年度	〇〇第1揚水機場	県	S49	ほ場整備	ポンプ整備補修	5,000				●										
29年度	〇〇堰分水工	国	H19	〇〇川沿岸	定置分水装置整備補修	6,000		●												
〇〇年度	〇〇	〇	〇	〇〇	〇〇	〇〇						●								
〇〇年度	〇〇	〇	〇	〇〇	〇〇	〇〇								●						

【記載要領】

- ・加入予定年度は、加入を希望する年度を記載する。
- ・「事業実施予定年度」欄には、整備補修の実施を希望する年度に「●」を記載する。
- ・事業実施に伴う負担や受益が、土地改良区の一部の地域に限られる場合は、関係する集落名や下部組織名等を備考欄に記載するなど関係組合員が理解しやすいように努める。



更新整備長期構想

施設の名称等	構造・規格等 (又は施設区分等)	造成 年度	造成 数量	造成主体	受益面積 (ha)	標準耐 用年数	経過 年数	機能診 断実施 年度(直 近)	機能診断 結果	更新整備・大規模補修事業(想定)				
										実施予定年度	事業名	事業主体	事業費(百万円)	土地改良区負担額(百万円)
〇〇頭首工	フローティングタイプ	H1	1カ所	国	3,120	50	26	H25	S4	H51	かんがい・排水	国	2,000	600
〇〇導水路	開渠B=2.4m H=2.1m	H1	L=750m	国	3,120	40	26	H25	S4	H48	かんがい・排水	国	500	400
〇〇揚水機場	鋼構造物(渦巻きポンプ)	H1	700*3台	県	850	30	26	H25	S4	H40	かんがい・排水	県	400	60
	電気設備(受電盤・操作盤)	H1	1式	県	850	20	26	H25	S4	H40	かんがい・排水	県	200	

(経過年数は平成27年現在)

【記載要領】

- ① 土地改良区が管理する施設の種別や状況等に応じて、また今後必要となる長期的な更新整備の構想について関係組合員が理解しやすいように、様式1又は2を参考にしつつ、適宜項目を変更、追加、削除等して作成する。(2つの様式で作成する必要はない。)
- ② 大規模な補修(概ね10年以上の周期で行うような整備補修)や更新整備事業について、今後40年間～50年間程度の間に実施する必要があると見込まれる補修等について記載する。(10年以上の周期、「40年間～50年間程度」はいずれも別途であり、土地改良区の判断により適宜変更可。)
- ③ 国が実施する広域基盤整備計画調査において「長寿命化に配慮した更新整備計画」が作成されている場合や、国や都道府県等が機能診断等を実施している場合は、本構想の作成に当たってはそれらの成  
果を参考とされたい。

(5) 事前積立の取組について

① 現在実施している積立金について

【記載要領】

・規約等に基づき現在実施している積立金のうち、土地改良区が行う維持管理事業に活用できる積立金の名称及び金額を記載する。

(記載例)

- ・備荒積立金 〇〇〇千円
- ・事業積立金 〇〇〇千円
- ・維持管理適正化事業積立金 〇〇〇千円
- ・〇〇〇積立金 〇〇〇千円

(平成〇年〇月現在)

② 積立金の活用が必要と見込まれる施設整備・大規模補修等について

【記載要領】

・土地改良区が維持管理事業として実施する施設整備・大規模補修等において、積立金を活用することが見込まれる事業、実施年度及び概算額等について記載する。  
必要に応じて、表形式で整理することも検討すること。

(記載例)

- ・〇〇除塵機補修 平成31年度 23百万円
- ・〇〇幹線用水路大規模補修 平成30年度～32年度 30百万円

③ 新たな積立の必要性及び金額等について

【記載要領】

・現時点の積立金残額、将来的に積立金の活用が必要となることが見込まれる施設整備等を勘案して、今後新たな積立金の取組が必要かどうか、またもし必要な場合は、積立を行う期間及びその金額等について記載する。

(記載例)

・平成〇〇年度以降、積立金が不足することが見込まれることから、平成〇〇年度より〇〇百万円/年の新たな積立が必要となることが見込まれる。

・現在の年次積立計画による積立により、平成〇〇年度までの施設整備・大規模補修等に対応できる見込みであり、当面新たな積立は必要ないと見込まれる。

(参考)  
(6) 業務継続計画(BCP)策定の取組について

① 策定の必要性について

② 対象施設について

③ 策定のための体制及び手順について

④ 作成時期の用途について

【記入要領等】

業務継続計画(BCP)については、農林水産省が「土地改良施設管理者のための業務継続計画(BCP)策定マニュアル(案)(平成27年3月)」を作成しており、当該マニュアル等に基づき、国営関連の土地改良区を中心に策定が進められているところである。今後、国営関連の土地改良区を中心に順次策定が進められる予定であるが、策定の取組を希望する場合は、マニュアルの提供等が可能であることから、各都道府県の土地改良指導部局を通じて、各地方農政局土地改良管理課等へ照会されたい。また、策定に取り組む土地改良区で、組合員等に周知することにより、今後の円滑な土地改良区運営に資することが見込まれる場合は、本様式を参考にその取組について本基本計画に位置付けることを検討されたい。

### 3 財務管理強化に関する事項

#### (1) 財務管理強化に係る基本方針

(記載例)

複式簿記会計及び外部監査の導入により、財務管理強化を図るものとする。また、非補助土地改良事業の実施に当たっては、農業基盤整備資金の融資を受け、計画的な推進を図るものとする。

#### (2) 複式簿記会計導入計画

① 土地改良区事業別区分	国営関連 ・ 県営・機構営関連 ・ その他		② 複式簿記会計導入の有無		有 ・ 無
	有 (本格導入) ・ 有 (補完的導入) ・ 無	④ (③で有の場合) 導入予定年度	平成	年度導入予定	
③ (②で無の場合) 導入予定の有無	日商簿記 級 人	全商簿記 級 人	級 人	その他資格 級 人	
⑤ 簿記・会計関係の資格取得職員	級 人	級 人	級 人	級 人	
⑥ 特記事項					

#### 【記載要領】

- ① 土地改良区事業別区分  
土地改良区が管理する土地改良事業により造成されたものが存する場合には「国営関連」を、都道府県営土地改良事業又は水資源開発基本計画に基づき独立行政法人水資源機構が行う事業により造成されたものが存する場合には「県営・機構営関連」を、これら以外の場合には「その他」を選択する。
- ② 複式簿記会計導入の有無  
複式簿記会計導入済の場合には「有」を、未導入の場合には「無」を選択する。
- ③ 導入予定の有無  
平成32年度までに複式簿記会計の導入予定がある場合には「有」(本格導入又は補完的導入)を、ない場合には「無」を選択する。  
「本格導入」とは、会計細則を複式簿記方式に改正し、土地改良区会計基準(平成23年4月1日22農振第2410号)を適用して複式簿記方式により会計処理を行うことをいい、「補完的導入」とは、単式簿記方式で作成した決算書類をもとに、期末に一括して財務諸表を作成することをいう。  
なお、「無」を選択した場合には、導入が困難である具体的な理由等を「⑥ 特記事項」欄に記載するものとする。
- ④ 導入予定年度  
国営関連の場合  
平成29年度までを準備・試行期間とし、平成30年度以降の導入が可能となるよう努めるものとする。  
県営・機構営関連の場合

平成30年度までを体制整備及び準備・試行期間とし、平成31年度以降の導入が可能となるよう努めるものとする。

その他の場合

平成31年度までに導入に向けた取組みに着手するよう努めるものとする。

③で「無」を選択した場合

記載を要しない。

⑥ 特記事項

複式簿記会計の導入に当たり、現時点で有している課題や、当該課題を解決するために今後必要となる対策等、特筆すべき事項を記載する。

### (3) 外部監査導入計画

① 国営関連土地改良区該当の有無	有・無	② 外部監査導入の有無	有・無
③ (②で無の場合) 導入予定の有無	有・無	④ (③で有の場合) 導入予定年度	平成 年度導入予定
⑤ 特記事項			

#### 【記載要領】

① 国営関連土地改良区該当の有無  
土地改良区が管理する土地改良事業により造成されたものが存する場合には「有」を、それ以外の場合には「無」を選択する。

② 外部監査導入の有無

外部監査導入済の場合には「有」を、未導入の場合には「無」を選択する。

③ 導入予定の有無

平成32年度までに外部監査の導入予定がある場合には「有」を、ない場合には「無」を選択する。

なお、①で「有」を選択し、③で「無」を選択した場合には、導入が困難である具体的な理由等を「⑤ 特記事項」欄に記載するものとする。

④ 導入予定年度

①で「有」を選択した場合

平成29年度までを準備期間とし、平成30年度以降の導入が可能となるよう努めるものとする。

③で「無」を選択した場合

記載を要しない。

⑤ 特記事項

外部監査の導入に当たり、現時点で有している課題や、当該課題を解決するために今後必要となる対策等、特筆すべき事項を記載する。

(4) 非補助土地改良事業推進計画

(単位 地区数：件、金額：百万円)

事業種類	農業基盤整備資金融資申込予定											備考
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37		
かんがい排水 地区数 金額												
耕地整備 地区数 金額												
区画整理 地区数 金額												
農道 地区数 金額												
農地造成 地区数 金額												
農村環境基盤施設 地区数 金額												
農業集落排水 地区数 金額												
維持管理 地区数 金額												
合計 地区数 金額												

【記載要領】

- 基本計画策定時点で、農業基盤整備資金の融資申込を計画している非補助土地改良事業（国の直接又は間接の補助の対象とならない土地改良事業をいう。）について、平成28年度から平成37年度までの予定地区数及び金額を、事業種別に記入する。
- 事業種類欄に含まれる工種は以下のとおりとする。
  - 耕地整備・・・区画整理、農道、暗渠排水、客土、索道、林締、心土耕、酸性きょう正、石れき除去、畦畔整備
  - 農地造成・・・防災施設、農地保全、飲雑用水施設
  - 農村環境基盤施設・・・農業集落排水、農業集落排水、農業集落排水、集落防災安全
- 具体的な予定地区区において、農業基盤整備資金融資申込予定欄への記載を要しない。
- 備考欄には、地区名等の補足説明事項を記入する。

#### 4 受益農地管理強化に関する事項

##### (1) 農地利用等計画

①	地区内農用地の利用構成		田	畑	畑	畑	その他	合計	ha	ha
②	耕作放棄地 【達成目標年度：平成 年度】		田	畑	畑	畑	その他	合計	ha	ha
③	担い手農家の農地利用(①の内数) (担い手農家が占める割合＝担い手への農地集積率) 【達成目標年度：平成 年度】		田	畑	畑	畑	その他	合計	ha	ha
④	地区内の担い手農家数 【達成目標年度：平成 年度】		戸	戸	戸	戸	戸	戸	法人	法人
⑤	農地中間管理機構に対する農地貸付 【達成目標年度：平成 年度】		貸付面積	ha	ha	貸付総延坪月			平成 年 月 日	平成 年 月 日
⑥	農業経営基盤強化促進法第18条第5項に基づく農用地 利用集積計画の作成申出		作成申出予定年月日	平成	平成	平成			年 月 日	年 月 日
⑦	換地処分遅延地区 【達成目標年度：平成 年度】		遅延地区数	地区	地区	遅延理由				
⑧	換地技術者育成 【達成目標年度：平成 年度】		土地改良換地士	名	土地改良換地士以外の 換地技術者	名			名	名

【記載要領】

- ①については、「1 土地改良区の概要」の地区面積と整合を図ることとする。
- ②～⑧については、上段に基本計画策定時点における現状値を記載するとともに、下段に目標値を記入する。また、目標値の達成目標年度を併せて記入する。
- ⑦の「遅延理由」については、下のア～クのうち該当するものを選択して記入する（複数回答可）。
  - ア 換地計画原案等に対する不満
  - イ 一時利用地の指定に対する不満
  - ウ 工事の施工に対する不満
  - エ 換地計画に対する不同意
  - オ 換地計画書に対する異議申立等
- ・本表は、地域や集落単位で作成する「人・農地プラン」との整合を図ることとする。
- ・必要に応じて、農地利用集積図等を添付することとする。

- カ 一時利用地の指定に対する異議申立等
- キ 換地業務の遅延（選定調整、相続・分筆登記の遅れ、国公有地編入・払下げ処理、境界確定、地図訂正、市町村界・字界変更手続き、境界紛争等、非農用地調整等）
- ク 確定測量の遅れ
- ケ その他

(2) 所有者の所在不明等農地対応計画

(記載例)

本地区は昭和30年代にはほ場整備事業を実施したものの、10a区画の狭小な農地であるため、大型機械導入による農作業の効率化に支障をきたしている。また、これを理由として担い手への農地集積が進まず、その結果、耕作放棄地が増加しており、農業用排水路の管理や経常賦課金の徴収について将来的に悪影響を及ぼすことが懸念される。

これらの課題に対応するため、ほ場整備による農地の大区画化と担い手への農地集積を行い、農地の有効的・効率的利用を図るべく、ほ場整備事業の実施に向けて合意形成を進めているが、地区内に所有者の所在が不明である農地が多数存在し、合意形成を進める上での大きな支障となっている。また、これらの農地については、ほ場整備予定地区から除外等することで調整を図ったものの、地区内優良農地の中心部に位置し、周辺農地への影響が大きいため、地区除外による対応は困難である。

このため、所有者の所在が不明である農地を含めてほ場整備を実施するために、不在者財産管理制度の活用を検討することとする。なお、本制度については、県内及び近県にその活用事例がないため、手続や諸費用の負担調整及び制度利用に当たってのデメトリット等の検証を行う必要があるため、平成〇年度中にそれらの検証を行い、ほ場整備事業に着手する前々年度の制度利用を目指すこととする。

### (3) 換地処分遅延地区解消計画

(記載例)

〇〇地区の換地処分の遅延は、数十年間の長期に渡っており、当時の事情を知る者も少なく、加えて、一時利用地指定による耕作上の問題等が生じていないなかつたため、換地処分に対する地元の問題意識も希薄であった。また、遅延の原因となつている事象が、裁判の調停や相続問題といった個人間の問題の解決を待つしかない状態にあつたことも、換地処分が行われていない大きな要因となつていた。

今後は、町だけでなく、県、県土連、事業主体の〇〇共同施行組合も加えた対策会議を設置して、的確な対応策を検討していくとともに、対策会議で具体的な対策を決め、権利関係者の協力の下、必要に応じ未同意者本人に換地の定め方や清算の方法について説明を行い同意を求めていくこととする。

なお、相続未了地については、地元に対する個人的な感情の問題によるところが大きく、早期の解決は望めない状況であるが、引き続き関係者に協力を求めるとともに、前記の財産管理制度の活用が有効と判断されれば、その活用も視野に入れ、早期の換地処分を目指すこととする。

※必要に応じ、県土連が実施する異議紛争検討に関する研修において事例発表を行い、遅延解消方策について知見を得ることとする。

## 5 統合整備強化に関する事項

### (1) 県のマスタープランにおける規定

#### 【記載要領】

・県のマスタープランにおける、県の基本方針や、当該土地改良区に係る合併等に関する記述を要約して記載する。

#### (記載例)

・〇〇県マスタープランにおいては、小規模土地改良区の解消の促進、同一市町村内の土地改良区の合併の促進等することとされている。また、本土地改良区に関しては、「〇〇土地改良区、〇〇土地改良区の合併を進める」とされている。

・〇〇県マスタープランにおいては、〇〇県、市町、土地改良事業団連合会が連携して、将来の合併を見据えた取組を行っていることが重要であるとしている。また、本土地改良区に関しては、「〇〇市、〇〇市等においては、すでに合同事務所を設置し、設置後十数年経過しているが、今後合併に向けた取組を強化していく必要がある」としている。

・〇〇県マスタープランにおいては、500ha未満の土地改良区の解消、1市町村1土地改良区の実現を基本方針としている。また、本土地改良区に関しては、「管内5土地改良区は当面現状維持とするが、同一市町村単位の合併に向けた指導を継続し、協議・検討を進める」とされている。

### (2) 他の土地改良区との重量・重複及び同一市町村内の他の土地改良区の状況等

#### 【記載要領】

・他の土地改良区との重量・重複の状況や、同一市町村内の他の土地改良区の状況等を記載する。重複面積等について現況を把握していない場合は、概数で記載するか、あるいは「詳細未把握」等と記載する。

#### (記載例)

・重量・重複の状況 〇〇土地改良区(重複面積 〇〇ha 重複組合員 〇〇名)

・同一市町村内の土地改良区 〇〇土地改良区 〇〇土地改良区

### (3) 合併又は合同事務所設置等への取組について

【すでに必要な合併等を完了しており、地区の変更が見込まれない場合】

#### 【記載要領】

・これまでの合併等への取組の経緯等を記載する。

【合併等に取り組み場合】

① 基本的考え方

【記載要領】

・合併に取り組み場合の基本的考え方を記載する。

(記載内容の例)

・隣接する土地改良区と合併し、300ha以上の土地改良区となることについて検討を進めること、等。

・当面、隣接する○○土地改良区と合併の検討を重ね、最終的に市町村一円の土地改良区を目指すこと、等。

・土地改良区の運営体制を強化するため、職員一名を雇用できるように水系を同じくする○○土地改良区及び○○土地改良区との合併について検討を進めること、等。

・これまでの水系を同じくする土地改良区との合併の取組により、今後合併は見込まれない。一方、周辺の未組織地域を地区に取り込み農業用水を供給することにより、未組織地域の安定的営農が可能となることから、今後はこれら未組織地域の地区編入の可否について検討を行うこと等。

② 今後の対応の方向

【記載要領】

・検討体制、想定される合併の時期等について記載。

(記載内容の例)

・関係機関との連携、地元への周知、関係土地改良区との協議会の設置、想定される合併の時期等。

③ 合併にあたって特に課題になると想定される事項と検討方針について

【記載要領】

・その他、合併にあたって特に課題になると想定される事項がある場合、その事項と対応方針について記載する。  
(計画策定時点で、特に課題が想定されない場合は、本項目を削除のこと)

## 6 研修・人材育成

### (1) 研修・人材育成に係る基本方針

(記載例)

○ 統合整備推進に関する研修

本土地区改良区は、隣接する○○土地改良区と平成○○年をメドに合併することについて検討を進めることとしている。合併に向けた検討を進めるにあたっては、役職員が○○(例：合併協議の体制構築・進め方や合併推進に係る諸課題・懸念事項への対応等)についての基礎的、専門的知識を習得する必要がある。このため、連合会等が主催する統合整備の推進に関する研修等に役職員を派遣し、必要な知識の習得に努めることとする。(必要に応じて、「○○年○○研修に役職員○○名を派遣予定」、「○○年まで毎年○○名以上を○○研修に派遣」等具体的な計画を記載)

○ 土地改良施設の維持管理に関する研修

本土地区改良区は○○等の土地改良施設を管理しているが、これらの施設の○○(例：老朽化等)が課題となっている。これらの課題に対応し、的確かつ効率的な保全管理を推進するためには、日常管理における点検、操作等及び点検結果に基づく定期的な整備補修等を適切に実施するために必要な基礎的、専門的知識を習得する必要がある。このため、連合会等が主催する土地改良施設の維持管理に関する研修に役職員を派遣し、必要な知識の習得に努めることとする。(必要に応じて、「○○年○○研修に役職員○○名を派遣予定」、「○○年まで毎年○○名以上を○○研修に派遣」等具体的な計画を記載)

○ 会計・複式簿記研修

財務状況の明確化・透明化を図るため、複式簿記や外部監査の導入を計画していることから、役職員がこれらの基礎的な知識と実務を習得するため、連合会主催の研修会等に参加する。また、非補助土地改良事業を計画しており、事業実施手続や融資制度の習得に努める。

○ 換地処分研修

換地処分遅延地区の解消に向けて、関係機関との連携・調整や各種制度の活用について検討することとしているが、遅延の原因は複雑かつ長期にわたっていることから各種対応策を検討する必要がある。

また、対応方策検討に併せて、県土連等が主催する異議紛争を協議する研修会へ参加することにより、県内及び近隣の他地域で解決を図った類似事例等を把握し、遅延地区の解消に努めることとする。

○ 換地技術者育成

本土地区改良区には、土地改良換地士が在籍しておらず、必要に応じて県土連等からの助言・指導を受けているところである。本地区では、近くは場整備事業の実施を予定しており、換地委員等の選任及び換地計画作成に当たっての合意形成には、土地改良区における換地業務に関する知識を有する者の存在が不可欠となる。このため、県土連等が主催する換地技術の向上に関する研修に職員を派遣し、換地業務に関する知識の習得に努めることとする。